

|      |                         |
|------|-------------------------|
| タイトル | 大伴池主：「氏族の人等」をめぐって(退職記念) |
| 著者   | 小野寺，静子                  |
| 引用   | 北海学園大学人文論集，38：156-141   |
| 発行日  | 2008-03-00              |

# 大伴池主

——「氏族の人等」をめぐる——

小野寺 静子

## 序

大伴池主は、万葉集に長歌四首、短歌二三首（この他に伝誦歌一首、読む歌一首）、漢詩一首、書簡六通を残す。その殆どは越中掾、越前掾時代のものである。これは大伴家持が越中国へ守として赴任していた時代と重なる。池主の作は家持によって万葉集に採録されたといってよい。が、同じ大伴宿祢を名のり、家持あつての池主の歌、といえるほどの近い存在でありながら家持と池主の血縁的な繋がり、池主自身の系譜など不明なことが多い。天平勝宝六年正月四日に少納言大伴宿祢家持宅に年賀のために大伴家の人々が集まり歌詠をなしているが（二十・四二九八〜四三〇〇）、「氏族の人等」の一人として池主も参加している。この時の賀宴に集った人々をわざわざ「氏族の人等」

と記すのは意味があるだろうが、ここでは池主が大伴「氏族の人等」の一人として位置づけられているところから、大伴宗家と池主の関係、池主と家持について考えてみたい。

## 一

万葉集中の大伴池主の作歌をはじめとする創作活動のさまは次のごとくである。

### 越中掾時代以前

天平一〇年一〇月一七日・右大臣橘卿旧宅における橘朝臣

奈良麻呂集宴（八・一五八一〜一五九二）

奈良麻呂・久米女王・長忌寸娘・内舍人県犬養宿祢吉男・

県犬養宿祢持男・大伴宿祢書持・三手代人名・秦許遍麻呂・大伴宿祢池主・内舎人大伴宿祢家持の歌がある。  
越中掾時代

天平一八年八月七日・守大伴宿祢家持館集宴

(十七・三九四三〜三九五五)

守大伴宿祢家持・池主・大目秦忌寸八千島・史生土師宿祢道良の歌、僧玄勝による古歌(大原高安真人作) 伝誦がある。

天平一八年一月・大帳使池主帰越・詩酒の宴

(十七・三九六〇〜三九六一)

守大伴宿祢家持の歌がある。

天平一九年二月〜三月・家持病臥、池主との贈答歌など

二月二九日 書簡・十七・三九六五〜三九六六。

家持から池主へ

三月二日 書簡・十七・三九六七〜三九六八。

池主から家持へ

三月三日 書簡・十七・三九六九〜三九七二。

家持から池主へ

注

三月四日 書簡・漢詩。池主から家持へ

三月五日 書簡・十七・三九七三〜三九七五。

池主から家持へ

三月五日 書簡・漢詩・十七・三九七六〜三九七七。

家持から池主へ

天平一九年四月・賦と敬和賦

二四日 布勢の水海に遊覧する賦・十七・三九九一〜三九九二。

家持

二六日 敬和賦・十七・三九九三〜三九九四。池主

天平一九年四月二六日・池主館にて税帳使家持餞宴

(十七・三九九五〜三九九八)

家持・介内藏忌寸繩麻呂が歌を作り、石川朝臣水通の歌を池主が伝誦する。

天平一九年四月・賦と敬和賦

二七日 立山の賦・十七・四〇〇〇〜四〇〇二。家持

二八日 敬和賦・十七・四〇〇三〜四〇〇五。池主

天平一九年四月〜五月・税帳使家持入京に当たっての贈答歌

四月三〇日 十七・四〇〇六〜四〇〇七。

家持から池主へ

五月二日 十七・四〇〇八〜四〇一〇。池主から家持へ

越前掾時代

天平二一年三月・池主の来報歌と家持の報贈歌

一五日 書簡・十八・四〇七三〜四〇七五。池主から家

持へ

一六日 十八・四〇七六〜四〇七九。家持から池主へ

天平勝宝元年一月〜二月・池主の来報歌と家持の報贈

歌

一二月二日 書簡・十八・四一二八〜四一三一。

池主から家持へ

返報歌は脱漏し、探り求むること得ず

一二月一五日 書簡・十八・四一三二〜四一三三。

池主から家持へ

天平勝宝二年四月三日・家持から池主への霍公鳥歌

(十九・四一七七〜四一七九)

天平勝宝二年四月九日・家持から水鳥を池主に贈る歌

(十九・四一八九〜四一九二)

天平勝宝三年八月・正税帳使掾久米朝臣広繩掃越、池主の

館で飲楽(十九・四二五二〜四二五三)

広繩、家持の歌がある。

左京少進時代

天平勝宝五年八月一二日・二三の大夫等、各壺酒を持ち高

円山にての歌(二十・四二九五〜四二九七)

池主、左中弁中臣清麻呂朝臣、少納言大伴宿祢家持の歌

がある。

天平勝宝六年正月四日・氏族の人等、少納言大伴宿祢家持

宅賀集宴(二十・四二九八〜四三〇〇)

左兵衛督大伴宿祢千室、民部少丞大伴宿祢村上、大伴宿

祢池主の歌がある。

式部少丞時代

天平勝宝八年二月二四日・太上天皇、天皇、太后、河内国

伎人郷の馬国人家宴(二十・四四五七〜四四五九)

兵部少輔大伴宿祢家持、散位寮散位馬史国人の歌がある。

兵部大丞大原真人今城の他所での歌を池主が読む。

天平勝宝八年十一月二三日・池主宅集飲宴

(二十・四四七五〜四四七六)

兵部大丞大原真人今城の歌がある。

以上、万葉集における池主の作歌活動をみてきたが、他にも

例えば天平一八年の大目秦忌寸八千島館宴(十七・三九五六)

に出席し歌を作った可能性があり、これら以外にも歌を作るということは当然のことながらあつたらう。

天平一〇年の奈良麻呂集宴では大伴宿祢池主とだけあり、池主がどのような立場にあつたのか不明である。駿河国正税帳(寧良遺文上)に、天平一〇年として、

覓珠玉使春宮坊少属従七位下大伴宿禰池主上六口六郡別一日

食為单五十四日上六口  
従無八口

とあり、池主は春宮坊少属従七位下で珠玉を覓める使者として駿河の国を通過したことがわかる。春宮坊少属は従八位上が相当位であるから、池主は相当位より高くして春宮坊少属の任についていたことになる。

この記事と奈良麻呂集宴の時との前後関係はわからないが、同じ天平一〇年のことであるから奈良麻呂集宴の時、池主は春宮坊少属従七位下であつた可能性が高い。この宴への参加事情は不明だが、家持の弟・書持が出席していることでもあり大伴宿祢一族の一人として家持と共に参加したのであろう。越中掾時代以前の作歌活動はこれのみで、池主の歌人及び集宴参加は家持と共にあつたといえる。

越中掾時代の宴は、天平一八年八月七日の守家持館での集宴にはじまり、天平一八年十一月、一九年四月二六日と全て家持

(四)

と池主が宴の主体となつて行われている。家持病臥の際や、税帳使家持の入京にあつたての歌のやりとりも家持と池主の二人で行われたものである。また家持の「布勢の水海に遊覧する賦」「立山の賦」に対して敬和賦をなしたのも池主のみである。このように越中掾時代の池主の歌作は全て家持あつてのものである。

越前掾時代においても同様で、越前国へ転勤になつた池主の「来報歌」と家持の「報贈歌」、及び家持から池主への歌である。天平勝宝三年八月の越前掾池主館で宴が開かれているがこれは、七月一七日少納言に遷任し大帳使の任をかね都へ向かう途上の家持と、正税帳使として上京し帰越途上の掾久米広繩が、越前掾池主の館で家持と「たまさか適に」あい三者で飲樂したものと伝える。三者の越前掾池主館での集合は「恐らく三人は親密なので、あらかじめの打合もあつたのだらう」(土屋文明『万葉集私注』)という指摘もあり、家持は越中守の任を終え上京の途中、池主の所に立ち寄ることはあらかじめ考えていたことだろう。越中守時代の家持と越中掾・越前掾時代の池主は、宴席では他者も交えるが歌のやりとりでは他者を介することはなく親密な中で繰り広げられた。

左京少進時代は、二つの宴の場に参加し歌を作っているが、

家持が同席するもの、家持の宅での賀集宴でのものである。式部少丞時代では、天平勝宝八年二月二四日の太上天皇、天皇、大后が参加しての河内国伎人郷の馬国人家での宴で兵部少輔大伴宿祢家持の出席のもと、兵部大丞大原真人今城の他所での歌を読んでゐる。天平勝宝八年一月二三日の池主宅集飲宴には池主が参加する宴の中で唯一家持の名が見えず、兵部大丞大原真人今城の歌のみがある。大原真人今城は家持と親交のあった人であり、家持の名は見えないがこうして万葉集に残ることは家持の出席があつてのものと考えられる。これまでの池主の作歌活動と同じく、左京少進時代、式部少丞時代のいずれも家持と交流し、家持と行動を共にすることによって池主の歌詠がなされている。池主がこの他に歌を作らなかつたことはないだろうが、万葉集にそれらが採られるということはなかつた。

池主の万葉集中の歌は家持との交流によるもの、家持が介在しない場での歌は万葉集に採録されることはなかつたのである。歌の数からいっても期間の長さからいってもこれほど家持が関わり、家持によって万葉集に歌などが採録された歌人はいない。これは家持が池主の歌や漢詩などを高く評価し、特に越中守時代においては頼りにもしていたことを示すが、こうした池主と家持はいかなる関係にあるのか定かでない。池主もまた

大伴宿祢を名のるのであるから、同じ大伴宿祢であつたとはいえる。しかし、池主については万葉集以外には前述の駿河国正税帳と、後述する続日本紀中の一例しかなく、出自や系譜など記すものはない。池主と家持の関係を示すものとしては万葉集中に、

(天平勝宝)六年正月四日に、氏族の人等、少納言家持の宅に賀き集ひて宴飲する歌三首(十九・四二九八〜四三〇〇)があり、この宴席に左兵衛督大伴宿祢千室、民部少丞大伴宿祢村上と共に左京少進大伴宿祢池主が名を連ね、池主が大伴「氏族の人等」の一人として家持宅の正月の賀宴に出席している。この「氏族の人等」を手がかりに池主と家持、大伴家と池主について考えてみたい。

## 二

万葉集中の、族、氏族、親族の例は下記のごとくである。

①右、郎女は佐保大納言卿の女なり。はじめ一品穂積皇子に嫁ぎ、寵をかがふること類ひなし。しかして皇子薨ぜし後時に、藤原麻呂大夫、郎女を娉ふ。郎女、坂上の里に家あす。よりて族氏号けて坂上郎女といふ。

(四・五二五〜五二八左注)

②右、坂上郎女は佐保大納言卿の女なり。駿河麻呂は、この高市大卿の孫なり。両卿は兄弟の家、女孫は姑姪の族なり。ここを以て、歌を題りて送答し、起居を相問す。

(四・六四六〜六四九左注)

③族を喩す歌一首(二十・四四六五〜四四六七題詞)

④右、大伴坂上郎女の母石川内命婦と安倍朝臣虫麻呂の母安曇外命婦とは、同居の姉妹、同気の親なり。これによりて郎女と虫麻呂とは、相見ること疎からず、相語らふことすでに蜜かなり。聊かに戯歌を作りて問答をなせり。

(四・六六五〜六六七左注)

⑤右、酒は官に禁制して俛はく、京中閭里に、集宴すること得ざれ。ただし、親々一二にして飲樂することは聴許す、といふ。これによりて和ふる人この発句を作る。

(八・一六五六〜一六五七七左注)

⑥親族を宴する日に吟ふ歌一首(三・四〇一〜四〇二題詞)

⑦大伴坂上郎女の、親族と宴する歌一首(六・九九五)

この他に「内の乱あり。けだし親々、相奸けたるか云々」(二・九〇左注)があるが、これは日本書紀の引用なので今は省く。

(六)

①の「族氏」は宗家を中心とする大伴家の人々を「族氏」、②は姑甥の間柄にあるものを「族」、③は大伴一族を「族」と称している。この中で具体的に人物が出てくるのは②で、佐保大納言即ち大伴安麻呂の子である坂上郎女と、高市大卿即ち安麻呂の兄(御行)の孫である駿河麻呂とは実際は姑甥の関係ではなく、いとこ半の間柄で万葉集の記事は正しくはないが、こうした間柄のものも同族、親族として「族」といつている。御行も安麻呂も長徳の子で大伴宗家の子孫を含めて「族」と称していたことになる。御行の子は大伴宗家を継いでいないが、宗家の兄弟の孫を含めて「族」と称していたことになる。

「親々」「親族」は「族」と同じであるが親しいという意味もあらかず。④の「親」は親しいの意味であるが、同居の姉妹故の親しさをあらわしている。⑤の「親々」は、『中庸』『孟子』などにみえる漢語、『親んに親たしむ』を利用し、ここは近親者が親睦する意に用いたか(『新編日本古典文学全集 万葉集』)といわれるように、近親者の親しさの意で用いられている。「親々一二」の飲樂は許す、というのだから出席者も少ない親族の宴で、坂上郎女の歌とそれに和した歌のみ残るが、和した人は誰なのかは記されていない。⑥、⑦は「親族」とある例で⑤と同様、坂上郎女が中心となった宴でのものである。⑥

には坂上郎女と駿河麻呂の歌があり③と同じ人間関係だが、この時の駿河麻呂と坂上郎女の歌は、駿河麻呂が坂上郎女の二女・二嬢の結婚相手としてのもので、坂上郎女といとこ半の間柄というよりもっと近い存在で「親族」と認められていよう。⑦はこの時の歌としては坂上郎女の歌一首を残すのみで、他の参加者は不明である。

このようにみてくると、万葉集の氏族、族、親族の類は大伴氏の氏族、親族意識であり、特に家持と坂上郎女をめぐる人間関係の記事に限られるといつてよい。家持は大伴氏の氏上として、坂上郎女は大伴氏の家刀自的存在としての自覚に基づいたものであるといえる。その範囲を特定できるのは、姑甥の間柄、実際は姑甥の関係ではなくいとこ半の間柄である。しかし坂上郎女と駿河麻呂は義母と娘婿でもあることを考えると、それほど広範囲にわたってはいない。

古事記、日本書紀(本文は『新編日本古典文学全集 古事記』、『新編日本古典文学全集 日本書紀①②③』によった)ではどううであろうか。まず古事記についてみていく。

族

④安康代

「大日下王は、勅命を受けずして曰はく、『己が妹をや、

等しき族の下席と為む』といひて、

⑤雄略代

：布を白き犬に繫け、鈴を著けて、己が族、名は腰佩と謂ふ人に、犬の繩を取らしめて、献上りき。

⑥顕宗代

皆其の族の膝の筋を断ちき。

「族」の例は、上巻「稻羽の素兔」の段にも三例あるがこれは兔と鰐のそれぞれの一族をさす。④は若日下王と大長谷王子が同族ということだが両者の関係は仁徳天皇の女と孫との間柄である。⑤は志幾の大泉主と腰佩が同族とあるが、具体的な関係は定かでない。⑥は猪甘の老人の一族という意である。古事記の「族」は明確なところでは異母兄弟、その子や孫をいつている。

「氏」は仁徳代に、「氏々の女等、皆朝参しき。……諸の氏々の女等に賜ひき」、允恭代に、「天の下の氏々名々の人等」とみえるが具体的な人物は示されていない。

日本書紀の「氏」「族」「親」「眷」の例の中で一族、氏族の意として用いられ、なおかつ具体的に一族の関係を明記しているものをみていく。神代上「天照大神・月夜見尊・素戔鳴尊の誕生」段一書第十中に「族」が四例みえるが、これは伊奘諾尊



と伊弉冉尊の夫婦を「族」といつている。この二神が同母兄妹であることが「族」とされる由縁であろう。

族

② 安康元年二月一日

：是に根使主、押木珠纒を見て、其の麗美しきに感でて以為はく、盗みて己が宝せむとおもひ、則ち許りて天皇に奏して曰さく、「大草香皇子は、命を奉らずして、乃ち臣に謂りて曰へらく、『其れ、同族と雖も、豈吾が妹を以ちて妻とすること得むや』といへり」とまをす。

親

③ 仁徳四〇年二月

天皇、是の歌を聞こしめして、勃然に大きに怒りて曰はく、「朕、私恨を以ちて、親を失ふを欲せず、忍びてなり。何の豊ありてかも、私事をもて社稷に及さむとする」とのたまひ、……

④は、古事記の安康代の記事(②)に同じものである。幡梭皇女と大泊瀬皇子とは姨と甥との間柄、皇女の父は仁徳天皇、皇子の父は允恭天皇で、共に父は天皇であるから「同族」ということである。⑤は、仁徳天皇と隼別皇子の兄弟を「親」としている。

(八)

日本書紀は古事記の記事と重なるものが多い。これは古事記・日本書紀の記事自体が神代から推古天皇代まで重なるのであるから当然のことではある。古事記の記事と重ならない舒明代から持統代には氏の長、氏上についての記事が目立つ。天智三年二月九日に、

亦氏上・民部・家部等の事を宣ふ。

とあり、この時氏上が定められた。『新編日本古典文学全集 日本書紀』のこの「氏上」の頭注に、

「氏」は広義では血縁で結ばれた親族を中心とする同族集団をいうが、主として畿内やその周辺に本拠を置き、大和政権を構成する有力な同族集団をさすことが多い。これもそれで、その集団の代表者を氏上とし、位官を授けられて朝廷に仕えることを原則とする。

とある。「氏」は血縁の集団であると共に「大和政権を構成する有力な同族集団」でもある。氏族は氏上を中心に大和政権の構成者たちとして、朝廷に仕えることを原則とし結束することが要求されたであろう。

⑥ 天武八年正月七日

詔して曰はく、「凡そ正月の節に当りて、諸王・諸臣と百寮は、兄弟より以上の親と己が氏長を除きて、以外は拝

むこと莫れ。其の諸王は、母と雖も、王の姓に非ずは拝むこと莫れ。…とのたまふ。

①天武十一年二月三日

詔して曰はく、「諸氏の人等、各氏上たる可き者を定めて申し送れ。亦其の眷属多に在らむ者は、分ちて各氏上を定め、並に官司に申し送れ。然して後に其の状を斟酌りて、処分へ。因りて官判を承けよ。唯し小故に因りて、己が族に非ざらむ者をば、輒く附くること莫れ」とのたまふ。

これらは氏族が朝廷に仕える集団として実質的に結束するために定められたのであろう。②は、正月の節会における拝賀の礼の規定の詔で、諸王・諸臣と百寮は、兄弟より以上の親族と自分の氏長を除いてそれ以外を拝むこと、王の姓でない母・卑母を拝むことを禁止して、「親」の範囲を限定し、かつ身分を重んじている。③は氏上に相応しい者を定め申し送ること、眷属が多い場合は分割してそれぞれ氏上を定め官司に申し送り、官司はそれによって処理し氏上はそれに従うことが定められ、更にささいな理由によって自分の一族ではない者を勝手に加えてはならないとしている。一族は氏上を中心に大人数にならず血筋を重んじた目配りのできる、結束力のあることが求め

られたことを示す。しかもそれらは官司に届け認められることが必要なのである。

続日本紀(本文は『新日本古典文学大系 続日本紀』によつた)には、氏上・氏長に関する記事が多く、これは養老令などで親族、同族に対する規定ができてきたことに基づく。これまでに定められてきた氏上(氏長・氏宗)の制に基づき、氏上が律令体制に組み込まれていったことを考えると当然のことであらう。天平宝字元年六月、山背王により橘奈良麻呂、大伴古麻呂の謀反計画の密告をうけて、翌月光明皇太后は諸臣を戒める詔を出した。その中に「大伴・佐伯の宿禰等は遠天皇の御世より内の兵として仕へ奉り来、また大伴宿禰等は吾が族にも在り」というのがあるが、この「吾が族」にもあるというのは、鎌足の母が大伴氏、大伴古慈悲の妻は光明子の姉妹、仲麻呂の妻の一人は大伴犬養の娘、家持の聳に藤原二郎といった両氏の婚姻関係(新日本古典文学大系『続日本紀』三注)を示しているとするれば、婚姻によって藤原氏に入った人々も一族の一員とし「吾が族にも在り」と捉えていることを示す。族は父系血縁集団としての性格を固めつつも旧来の結束による奉仕を求められている。家持の生きた時代、氏・族はこのようなものであったと推測できる。万葉集、古事記、日本書紀、続日本紀から「氏

族」というものに系譜上の限定をおこなうのは難しい。

三

天平勝宝六年正月四日に「氏族の人等」が家持の宅に集まつての宴での歌は、

(天平勝宝)六年正月四日に、氏族の人等、少納言大伴宿祢家持の宅に賀き集ひて宴飲する歌三首

霜の上に あられた走り いや増しに 我は参る来む 年の緒長く 古今未だ詳らかならず (十九・四二九八)

右の一首、左兵衛督大伴宿祢千室

年月は 新た新たに 相見れど 我が思ふ君は 飽き足らぬかも 古今未だ詳らかならず (十九・四二九九)

右の一首、民部少丞大伴宿祢村上

霞立つ 春の初めを 今日のごと 見むと思へば 樂しと

そ思ふ (十九・四三〇〇)

右の一首、左京少進大伴宿祢池主

のごとくである。大伴宿祢千室は万葉集にのみ名がみえる人で、

(110)

伝未詳である。「左兵衛督」は従五位上相当官であるから、この時の家持の官位と同格である。家持よりは先任でかつ年長(伊藤博『万葉集釈注』)で、この日の主賓客であつたらしい。この歌以外では、

大伴宿祢千室の歌一首 未だ詳らかならず

かくのみし 恋ひや渡らむ 秋津野に たなびく雲の 過ぐとはなしに (四・六九三)

がある。巻四にはこの歌のように題詞下に注があるものは二三例あるが、その中の一七例は「即佐保大伴大家也」(五一八)、「今城王之母也今城王後賜大原真人氏也」(五一九)、「卿諱曰麻呂也」(五二二)、「寧樂宮即位天皇也」(五三〇)、「志貴皇子之女也」(五三一)、「佐保大納言卿之第三子」(五三二)、「故左大臣長屋王之女也」(五五六)、「明軍者大納言卿之資人也」(五七九)、「大伴宿奈麻呂卿之女也」(五八六)、「女王者穗積皇子之孫女也」(六二四)、「志貴皇子之子也」(六三一)など作者の出自・系譜などに関する注記である。残る六例のうち二例は「不審作者」(六七二)、「未奏姓氏」(七〇九)でやはり作者についての注記である。他の三例は作歌事情を示すもの

でこれらは巻四においては例外的といえる。千室の歌、六九三歌の「未<sup>レ</sup>詳」は作者について「未<sup>レ</sup>詳」という意味でつけられた注であるといえる。巻四の編纂は家持によるといつてよいわけだから、家持は千室についてよくわからず「未<sup>レ</sup>詳」と注したということになる。千室は「大伴宿祢」を名のり、正月の賀宴に集った「氏族の人等」であるのに「未<sup>レ</sup>詳」とは不可解である。当時の婚姻制からか家持でさえ一族の中での系譜を把握していなかったのであろうか。

大伴宿祢村上に関しても同様でその出自や系譜は明らかでない。宝龜二年一月肥後介、同三年四月阿波守に任じられているが、万葉集には天平一〇年頃の「大伴宿祢村上の梅の歌二首」(八・一四三六〜一四三七)、「大伴宿祢村上の橘の歌一首」(八・一四九三)がある。若いころから歌を作り家持の目にとまり万葉集に採録されたといえる。天平勝宝四年、「閏三月に衛門督大伴古慈悲宿祢の家にして、入唐副使同じ胡麻呂宿祢等に餞する」時に、多治比真人鷹主が大伴胡麻呂を寿く歌(十九・四二六二)と作主未詳歌(十九・四二六三)を大伴宿祢村上と大伴宿祢清継らが伝誦している。この餞宴の主人古慈悲、副使胡麻呂、歌を作った多治比鷹主は後に奈良麻呂の変に連座していて、この餞宴には「何か共通の立場のつながりがあつたのかも知れない」

(『万葉集私注』)という指摘がある。「伝誦」とあるところから、この宴に家持は出席していないようである。ただ、胡麻呂と家持は従兄弟同士で、古慈悲は祖父麻呂の子で家持とは系譜の繋がりは明らかで、村上也同じ縁で参加したと考えられる。

天平勝宝六年正月の家持宅での宴に名を連ねる千室、村上、池主とともに家持との系譜の上での繋がりを明らかにすることはできないが、それ以前から家持と親交があつた。が、千室と村上の歌には「古今未<sup>レ</sup>詳」(古今未<sup>レ</sup>詳)の注があり、四二九八、四二九九歌は伝誦歌なのか千室の歌なのか村上の歌なのか不明だという。親しい間柄にあれば賀宴で歌われた歌が「古」なのか「今」なのか明らかにできそうであるが家持はそれもせず、「古今未<sup>レ</sup>詳」とわざわざ記しているあたり、一族としての交流はあるものの、それほど親しいものではなかったのではないだろうか。しかし池主の歌にはそういう不明確さはない。

文武元年閏一二月二八日(続日本紀)に、

正月に往来して拜賀の礼を行ふことを禁む。如し違犯する者有らば、淨御原朝廷の制に依りて決罰す。但し祖・兄と氏上とある者とを拜むことを聴す。

と、正月の拝賀に対する規制が出されている。「浄御原朝廷の制」(日本書紀・天武八年正月)とは「兄弟以上親及己氏長」以外のものを拝賀してはならないという規定だが、文武元年のは「祖・兄及氏上」の拝賀だけが許されるのだから、男性尊属と氏上に限られ更に限定されてきている。文武元年から天平勝宝六年までには相当の年月が経っている。天平勝宝六年正月に文武元年の規制がどれほど守られていたか不明だが、「祖・兄及氏上」だけが例外的に拝賀されることを許される状況故に大伴氏上拝賀の礼はそれほど盛大に行われなかっただろう。

「氏族の人等」が少納言大伴宿祢家持の宅に正月拝賀に集ったというのは、家持が大伴氏の氏上である、ということ語るものだろう。この題詞には氏上として大伴家の頂点にたった家持の自負を感じさせるものがある。おそらくこの頃家持は氏上となったのではないだろうか。池主と家持との系譜上の繋がりはどういふものであったか明らかにできなかったが、家持は池主を「氏族の人等」の一人と明記し、正月拝賀に呼び宴では歌を披露させ、一族の人として位置づけているのである。

#### 四

家持の越中守時代、池主は越中掾、越前掾で二人はこの時、群を抜く交流をもった。そのさまは一で掲げたとおりだが、例えば家持の越中守赴任後の宴席での池主の歌「天離る 鄙にある我を うたがたも 紐解き放けて 思ほすらめや」(十七・三九四九)、天平一九年春家持病臥の折、家持から池主への歌の「……この夜すがらに 眠も寝ずに 今日しめらに 恋ひつつそ居る」(十七・三九六九)のエロス性から両者の間にホモセクシュアルな感情、家持の和歌に同性愛的傾向を認めることによつて、二人の作品をより豊かに読めるのではないかと捉えるものがある(呉哲男「万葉の『交友』——大伴家持と同性愛——」『日本文学』44-1、一九九五年一月)。これに対して「二人の贈答の背後には漢文世界の贈答の存在したことを考えるのは妥当で」、両者の作は『文選』の謝惠連と謝靈運の贈答詩によるものと述べ、呉氏に異を唱える論が出された(辰巳正明「交友論——家持の同性愛説批判——」『日本文学』44-11、一九九五年一月、『万葉集と比較詩学』平成九年四月、おうふう、所収)。つまるところ同性愛とみるか理念的な良遊とみるかということであるが、それ以後さらに論争が展開された経緯がある(呉

哲男「万葉集の歌を読むという行為をどう問い返すか。——『交友』論をめぐって」『国文学 解釈と教材の研究』41—6、平成八年五月。辰巳正明「家持の性愛説批判(続)」『日本文学』45—12、一九九六年一二月、『万葉集と比較詩学』平成九年四月、おうふう、所収。池田三枝子「家持・池主の交友観」『古代文学』32、一九九三年三月。

辰巳氏は『文選』の謝惠運と謝靈運の贈答詩をあげ、「二人が従兄弟であるということ、また旅の別離を悲しむ贈答であるということとは、家持と池主との贈答を強く暗示するものである。池主の係累は知られないが、同じ大伴という氏族であることから見るならば、二人は従兄弟の可能性も十分に考えられる」(前掲『日本文学』44—11)と、家持と池主が従兄弟であった可能性を指摘している。しかし、家持の父旅人の子に異母兄弟を含めて池主の親と目される人は見当たらず、従兄弟の可能性はあっても証明することは難しい。といって、ホモセクシユアルな関係(近い親族であることを否定するものではないが)から理解することはどうなのであろうか。

万葉集の他例では従兄弟半同士を族といった例があった。記紀は夫婦、孫、異母兄弟を含めてその子孫を一族とみなしていた。日本書紀・天智三年の、大和政権を構成する同族集団とし

て氏の代表者を氏上とし、位官を授けられ朝廷に仕えるという規定は、氏上は大和政権の構成員として一族をまとめ結束力を持って律令体制を担う一員、と位置づけられたことになる。大伴家の氏上となった家持が「氏族の人等」と意識した人とは、血族の繋がりはもとより律令体制を担う者といった結束を自覚した人たちに対してであったろう。

池主は越前国からいつ都に戻ったのか不明である。家持が越中守の任が解け越中国を離れた天平勝宝三年八月には、池主はまだ越前掾であった。天平勝宝五年に、

八月一二日に、二三の大夫等、各壺酒を提りて高円野に登り、聊かに所心を述べて作三首

高円の 尾花吹き越す 秋風に 紐解き開けな 直ならず  
とも(二十・四二九五)

右の一首、左京少進大伴宿祢池主

天雲に 雁ぞ鳴くなる 高円の 萩の下葉は もみちあへ

むかも(二十・四二九六)

右の一首、左中弁中臣清麻呂朝臣

をみなへし 秋萩しのぎ さ雄鹿の 露別け鳴かむ 高円  
の野そ(二十・四二九七)

右の一首、少納言大伴宿祢家持

の歌群がある。大夫は四、五位の官人をいうが、左京少進は正七位上相当官である。「大夫等」と「等」を入れることによつて大夫ではない池主の参加を位置づけている。越前(大国)大掾は正七位下、少掾は従七位上が相等位であるから(但し、池主は大掾か少掾か明らかでない)、池主は越前掾の任を終えて左京少進になり帰京した。池主の歌は、家持が越中守赴任後開かれた宴での家持と池主の唱和、

天離る 鄙に月経ぬ 然れども 結ひてし紐を 解きも開  
けなくに (十七・三九四八・家持)  
天離る 鄙にある我を うたがたも 紐解き放けて 思ほ  
すらめや (十七・三九四九・池主)  
家にして 結ひてし紐を 解き放けず 思ふ心を 誰か知  
らむも (十七・三九五〇・家持)

を彷彿とさせ、越中守時代の家持と越中掾時代の池主がかわした歌、場を思い起こさせるものであった。この高円山の宴は池主の左京少進着任による帰京を祝うことを目的としたものであ

(一四)

る可能性が高い。この後、天平勝宝六年正月四日、前述した家持宅での宴に「氏族の人等」として参加した歌がある。この時の歌以後池主の作と伝える歌は万葉集にとどめない。

式部少丞時代の池主は、天平勝宝八年二月二四日、太上天皇、天皇、大后の河内行幸に従い、三月七日、河内国伎人郷の馬国人家での宴で兵部大丞大原真人今城が他所で読んだ歌を誦詠している(二十・四四五九)。この時、兵部少輔であった家持は歌を作っている(二十・四四五七)から家持もまたこの行幸に従っている。万葉集にはさらに天平勝宝八年十一月二三日の式部少丞池主宅での集宴を伝える。この集宴で兵部大丞大原真人今城の歌二首(二十・四四七五、四四七六)を残すが、池主の歌はない。大原真人今城は家持と親交があり、この宴は家持も出席した親しい人たちの集まりとみえる。それから七か月ほど後奈良麻呂の変が企てられ、小野東人の自白によつて池主は賛同者の一人であることが明かされる。「是に、告げられたる人等を召して、来るに随ひて悉く禁め着け、各別処に置きて、一々に勘問されたであろう。これを最後に池主の名はみえず、恐らく獄中に死したのであろう。あれほど越中守家持を支えた池主であり、家持も池主を大伴宗家に招き入れたのだが、奈良麻呂の

変では二人は立場を異にした。

結

池主は家持より年上であつた。が池主の方が下級役人であつた。家持の越中守赴任は、すでに池主が越中掾として赴任してゐた故の任命と考へてよいだろう。家持と池主の越中国での交流は、かつて父・旅人が太宰府で繰り広げた筑前守山上憶良の文学的交流の追体験であつた。池主の特に漢詩文の才は家持を上回つていたといわれる。自らの作を「幼年に山柿の門に逕らず、裁歌の趣詞、聚林に失ふ」(池主への書簡中のことば)と嘆いてゐるように、家持は越中守時代、自分の歌作はまだまだ学ばべきであることを自覚してゐる。その導き者が池主であり、家持は池主を得て歌作の技を磨いてゐた。家持の歌作に幾つかの、幾人かの巡りあわせを認めることができるが、越中守赴任、池主を掾として得たのは大きい。

天平一〇年の奈良麻呂集宴に参加し、天平宝字元年の奈良麻呂の変に加わり最後を迎えた池主は自分の思うところを貫いた人ともいえる。大伴氏全体を考えなければならぬ立場ではなかつたからこそ出来た行動だろう。「大伴宿祢」と名のるのであ

るから、家持、大伴宗家との関係はあるが、その関係は具体的に示すことはできない。万葉集や古事記、日本書紀から導きだされる氏族の具体的な血縁関係は夫婦、いとこ半、孫、異母兄弟を含めた子孫であつた。これはそのまま氏族の血縁関係を示すものとして適用することはできないことではあるから、池主を直ちにその範囲内の血縁として決定することはできない。池主のような立場の人は他にもいて大伴一族の一員として宗家に出入りしてゐた。池主はそういう人々の中では特別だったのではないだろうか。天平勝宝五年八月一二日の、「三三の大夫等」と共に壺酒を掲げ高円山に登り歌詠をなしているが、この時のメンバーは池主を除いて奈良麻呂の変では中立の立場をとり、家持と親しい間柄にあつた。

「大夫」に相当しない池主が大夫にまじつて酒宴に参加したり、「氏族の人」としての系譜は不明だが氏族の人として正月の賀宴を締めくくる立場で歌作をなすなどは家持の計らいによるものだろう。池主が大伴「氏族の人等」の一人として正月拝賀に参加し、賀宴で歌を詠じたのは家持が池主を大伴一族の人として大伴宗家の人々が自覚し位置づけることを目的にして行われたと考へる。



万葉集の本文は、『万葉集 本文篇』『万葉集 訳文篇』塙書房によった。

注 塙本には「二月」とある。これは塙本の底本・西本願寺本によるが前後の日付から「三月」の誤りとする。